

実績評価書

(厚生労働省30(IV-3-2))

施策目標名	豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること(施策目標IV-3-2) 基本目標IV:非正規労働者の処遇改善、女性の活躍推進や均等待遇、ワーク・ライフ・バランスの実現等働き方改革を推進すること 施策大目標3:働き方改革により多様で柔軟な働き方を実現するとともに、勤労者生活の充実を図ること							
施策の概要	中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づき、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その拠出による退職金制度を確立し、もってこれらの従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与することを目的とし、中小企業退職金共済制度について、その普及促進等のために所要の事業を行うもの。 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とし、勤労者財産形成促進制度の活用促進等のために所要の事業を行うもの。							
施策実現のための背景・課題	1	中小企業においては、大企業と比べ、未だ退職金制度が十分に普及しているとはいいがたい状況にあるため、制度の普及を促進することが求められている。						
	2	近年の低金利下において、勤労者財産形成促進制度の利用や認知度は低下している状況にあるが、勤労者の生活の安定を図るため勤労者財産形成促進制度は引き続き重要であり、制度の普及・活用を促進することが求められている。						
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係				達成目標の設定理由			
	目標1	独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度の普及促進を図る。				中小企業退職金共済制度は、独力では退職金制度を持つことが困難な中小企業について、事業主の相互共済の仕組みと国の援助により退職金制度を確立させることを趣旨として設けられた制度であり、本制度の普及促進は中小企業における退職金制度の確立に資するものであると考えられるため。		
	(課題1)							
	目標2	勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る。				勤労者財産形成促進制度は、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした制度であり、本制度の普及・活用促進は目的に資するものであると考えられるため。		
(課題2)								
施策の予算額・執行額等	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度要求額	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	8,207,689	8,113,069	8,404,079	8,965,058	9,190,238	
		補正予算(b)	0	0	0	0		
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	8,207,689	8,113,069	8,404,079	8,965,058	9,190,238	
	執行額(千円、d)	8,006,168	8,112,905	8,403,614	8,726,864			
執行率(%、d/(a+b+c))	97.5%	100.0%	100.0%	97.3%				
関連税制	-							
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

達成目標1について	独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度の普及促進を図る。								
測定指標	指標1 中小企業退職金共済制度での新規加入被共済者数(アウトカム)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠							
		中小企業退職金共済制度の目的にかんがみ、その普及を図ることが重要であることから、より多くの中小企業の従業員の加入、つまり新規加入被共済者数を測定指標として設定し、これまでの実績、加入促進対策の取組等を考慮したものである。							
		基準値	実績値				目標値	主要な指標	達成
		-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度から令和3年度までの累積	○
-	338,185人	355,781人	370,994人	377,684人	377,908人	1,650,000人以上			
年度ごとの目標値		324,000人	324,000人	324,000人	324,000人	343,000人			

達成目標2について		勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図る。								
測定指標	指標2 勤労者財産形成促進制度の 利用件数 (アウトカム)	指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠								
		<p>勤労者財産形成促進制度の目的にかんがみ、その普及・活用促進を図ることが重要であることから、制度の利用件数を測定指標として設定し、近年の実績を踏まえた目標値としたものである。</p> <p>財産形成促進制度の利用実績は変動幅が大きい点、また民間金融機関を通じて利用されるため金融情勢に左右される点に鑑み、直近5年間の平均の年間変動率を前年度の実績に乗じた数を目標値とする。</p> <p>なお、本指標に係る予算措置は講じていない(独立行政法人勤労者退職金共済機構の業務として、勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進を図ることが含まれており、もっぱら同法人の評価の適切な実施等を通じて目標達成を図ることとしている。)</p>								
		基準値	実績値					目標値	主要な指標	達成
		-	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	毎年度		
-	8,561,612件	8,330,411件	8,119,952件	7,894,712件	7,640,267件	前年度実績 に変動率を 乗じた数を 上回る	○	△		
年度ごとの目標値			8,572,536件	8,321,887件	8,091,210件	7,889,316件	7,676,792件			

※ 平成24年度から平成28年度は第3期基本計画期間である。

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ③【相当程度進展有り】
	総合判定	<p>(判定結果) B【達成に向けて進展有り】</p> <p>(判定理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、人数が目標値を上回っていることを踏まえると、施策目標の達成に向けて現行の取組が有効かつ適切に実施されていると判断できることから目標を達成している。 指標2については、30年度実績値が目標値の99.5%と、わずかに目標を達成できなかった。勤労者財産形成促進制度が民間金融機関を通じて利用される性質上、その利用実績は金融商品の多様化や金利情勢に左右されること等によるものである。
	施策の分析	<p>(有効性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、目標人数を上回っている。各種媒体による周知・広報等を実施することで制度に対する関心が高まったことから、平成30年度実績値は目標値を上回り、独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する中小企業退職金共済制度の普及促進に向けた施策は、有効に機能していると考えられる。 指標2については、勤労者財産形成促進制度を利用しようとする者及び利用している者の利便性を向上させるとともに、関係機関と協力して周知・広報を行ったところであるが、引き続き目標管理を行い、更なる勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進に向けた周知・広報が必要である。 <p>(効率性の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、予算額が増加しているが、予算の範囲内で目標値を上回っていることから、効率的な事業運営が行われていると評価できる。 指標2については、利用者や金融機関等の事務処理負担を軽減する目的で提出書類の記載箇所を減らす等、作業効率を一層高める事業運営に取り組んだところであるが、より効率的な事業運営が必要である。 <p>(現状分析)</p> <ul style="list-style-type: none"> 指標1については、毎年度目標値を達成しており、制度の周知は進んでいると考えられ、引き続き現行の取組を推進していく必要がある。 指標2については、利用件数は減少傾向にあるので、今後も更なる利便性を追求するとともに、利用者等に勤労者財産形成促進制度の周知・広報を行う必要がある。

	次期目標等への反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 指標1については、中小企業退職金共済制度の更なる普及促進のため、周知・広報等の対象を拡充するなど、引き続き効果的な周知・広報等の取組を行う。 ・ 指標2については、勤労者財産形成促進制度の更なる利用者数増加のため、利用が進まない就業形態等の加入促進について、より効率的、効果的な方法を模索しつつ、関係機関と協力して周知・広報を行う。
		(予算要求について)
		中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成促進制度の普及・活用促進のため、引き続き必要な予算を要求する。
		(税制改正要望について)
—		
		(機構・定員について)
		—

学識経験を有する者の知見の活用	<p>第8回政策評価に関する有識者会議労働・子育てワーキンググループ(令和元年7月4日開催)で議論いただいたところ、中小企業退職金共済制度の新規加入被共済者数を増やすため、職能団体等の業界団体を通じた周知・広報の取組みも必要とのご意見があった。</p> <p>これを踏まえ、中小企業退職金共済制度の更なる普及促進のため、周知・公表等の対象を拡充する旨を「次期目標等への反映の方向性」欄に追記した。</p>
-----------------	--

参考・関連資料等	<ul style="list-style-type: none"> ○中小企業退職金共済法 URL: https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=334AC0000000160 ○勤労者財産形成促進法 URL: https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=346AC0000000092 ○独立行政法人勤労者退職金共済機構ホームページ URL: https://taisyoekin.go.jp ○関連する事業の行政事業レビューシート(7月上旬目途公表予定) URL: https://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2019/h30_4-3-2.html
----------	--

担当部局名	雇用環境・均等局	作成責任者名	勤労者生活課長 中條 絵里	政策評価実施時期	令和元年8月
-------	----------	--------	------------------	----------	--------